

奈良県立大和広陵高等学校 学校運営協議会の設置について（案）

1 設置する学校

奈良県立大和広陵高等学校

2 設置日

令和2年8月 日

3 設置する理由

保護者や地域住民等が奈良県立大和広陵高等学校の運営に参画することを通じて、教職員とともに社会に開かれた教育課程の実現を目指し、地域社会において多様な人々とつながり、学校のモットーである「スポーツをとおしての人づくり」を基盤として、知識技能だけでなく、生きていくための力である「社会人基礎力」を身に付けた生徒を育成する。

4 学校運営協議会会則案（別紙）

5 委員を委嘱、任命する者（予定）

- ・保護者 1名
 - ・地域住民 2名
 - ・学校の運営に資する活動を行う者 3名
 - ・学識経験者 1名
 - ・関係行政機関の職員 3名
- 以上 10名

奈良県立大和広陵高等学校 学校運営協議会会則（案）

（趣旨）

第1条 この会則は、奈良県立学校学校運営協議会取扱要項第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第2条 奈良県立大和広陵高等学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）は、保護者や地域住民等が奈良県立大和広陵高等学校（以下「学校」という。）の運営に参画することを通じて、教職員とともに社会に開かれた教育課程の実現を目指し、地域社会において多様な人々とつながり、学校のモットーである「スポーツをとおしての人づくり」を基盤として、知識技能だけでなく、生きていくための力である「社会人基礎力」を身に付けた生徒を育成することを目的とする。

（基本方針の承認）

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校の教育課程の編成に関すること
- (2) 学校の経営計画に関すること
- (3) 学校の組織編成に関すること
- (4) 学校の予算執行に関すること
- (5) 学校と地域の連携に関すること
- (6) その他、奈良県立大和広陵高等学校長（以下「校長」という。）が必要と認める事項

（意見の申出）

第4条 協議会は学校の運営に関する事項について、奈良県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べることができる。

（委員）

第5条 校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認めるものを教育委員会に十人以内で推薦する。ただし、第1号から第3号に掲げる者については、必ず推薦を行う者に含めなければならない。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行っている者
- (4) 有識者

2 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（会議）

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

（部会）又は（委員会）

第8条 協議会は、必要に応じて部会をおくことができる。

（会議の公開）

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の者の出席)

第 10 条 校長は、必要があると認める時は、協議会及び部会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(生徒の意見の反映)

第 11 条 協議会は定期的に生徒の意見を把握する機会を設け、その意見を学校の運営に反映させるよう努める。

(守秘義務)

第 12 条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第 13 条 協議会は、毎年 1 回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第 14 条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に、提供するように努めなければならない。

(庶務)

第 15 条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、その都度協議する。

附則

この会則は令和 2 年 8 月 7 日から施行する。

※関係する法律等

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第 47 条の 5）」

「奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」

「奈良県公立学校運営協議会取扱要領」